

【函館市】端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	13,048名	12,739名	12,390名	11,945名	11,528名
② 予備機を含む整備上限台数	0台	0台	14,249台	0台	0台
③ 整備台数 (予備機除く)	0台	0台	12,390台	0台	0台
④ ③のうち基金事業によるもの	0台	0台	12,390台	0台	0台
⑤ 累積更新率	0%	0%	100%	104%	108%
⑥ 予備機整備台数	0台	0台	372台	0台	0台
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの	0台	0台	372台	0台	0台
⑧ 予備機整備率	—	—	3%	—	—

(端末の整備・更新の考え方)

函館市では、令和2年度に整備をした学習者用端末（Chromebook）を令和8年度に整備・更新し、令和9年4月から児童生徒の利用を予定している。令和8年度の端末整備台数については、住民基本台帳から令和8年度普通学級の児童生徒数分11,590台と推定し、令和5・6年度特別支援学級における児童生徒数分の実績約800台を合わせた12,390台とした。

予備機整備率については、一般的な端末の初期不良率が2～3%であることから、令和9年度における端末の初期不良率を3%と予測し、予備機整備台数は整備台数の3%にあたる372台とした。また、今後5年間の推計では、児童生徒数が年間約400名減少するため、減少分の端末を予備機として流用できることから、予備機整備率の上限値15%まで整備する必要はないと判断した。

以上のことから、令和8年度は、普通学級分11,590台、特別支援学級分800台および予備機分372台を合わせた12,762台を整備・更新する。

(更新対象端末のリユース, リサイクル, 処分について)

○対象台数: 14, 636台

○処分方法

- ・指導者用端末として利活用 : 1, 300台
- ・産業廃棄物収集運搬・処分の許可証を有する事業者へ廃棄の委託: 13, 336台

※ただし, 廃棄予定の学習者用端末を予備機として利活用する可能性がある。

○端末のデータの消去方法

- ・利用可能な端末において, 教育委員会の職員または教職員が端末を初期化する。
- ・函館市内に本店・支店を置く処分事業者へ委託する。

○スケジュール

令和7年6月	端末導入方法の確定(購入/リース) 中期財政見通しの作成 特別職・財政当局と合意形成
10月	令和8年度予算要求(新端末の導入)
令和8年1月	共同調達公告・事業者募集
3月	入札・事業者決定
4月	事業者と仮契約
6月	新端末購入の議決 事業者と本契約
10月	令和9年度予算要求(旧端末の処分)
12月	新端末納品
令和9年4月	新端末の使用開始
5月	旧端末処分事業者の選定
7月	旧端末を事業者へ引き渡し